

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………
- ………（都市整備局都市基盤部交通企画課）…
- 市街地再開発組合の定款の変更認可……………
- ………（都市整備局市街地整備部再開発課）…
- 建築基準法による一団地の区域……………
- ………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…
- 都道の区域変更……………
- ………（建設局道路管理部路政課）…
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定（二件）……………
- ………（建設局道路管理部監察指導課）…
- 土地区画整理事業の換地処分（二件）……………
- ………（都市整備局市街地整備部区画整理課）…

### 告示

●東京都告示第百二十六号  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十六年東京都告示第千三百二十二号東京都市計画駐車場事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の

規定により、次のように告示する。

- 平成三十一年三月一日
- 一 施行者の名称 東京都知事 小池 百合子  
東京不動産株式会社
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画駐車場事業第五十一号 渋谷駅前駐車場
- 三 事業施行期間 平成二十六年九月三十日から平成三十一年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分  
変更なし  
使用の部分  
平成二十六年東京都告示第千三百二十二号の事業地に、渋谷区桜丘町地内を加える。

### ●東京都告示第百三十七号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき田町駅前東口地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

- 平成三十一年三月一日
- 一 組合の名称 東京都知事 小池 百合子
- 二 事業施行期間 田町駅前東口地区市街地再開発組合  
平成二十七年九月九日から平成三十一年三月三十一日まで
- 三 施行地区

港区芝浦三丁目地内

- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日 港区芝浦三丁目十一番一号  
平成二十七年九月九日
- 五 変更の内容 事務所の所在地を港区芝浦三丁目一番三十二号に変更する。
- 六 定款の変更の認可の年月日 平成三十一年三月一日

### ●東京都告示第百三十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

- 平成三十一年三月一日
- 東京都知事 小池 百合子
- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日 認定年月日  
対象区域の地名地番
- 文京区本駒込三丁目十八番十六から 平成三十一年二月十八日まで及び百三十六番一 月十九日
- 二 認定計画書の縦覧場所 東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

### ●東京都告示第百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

別図

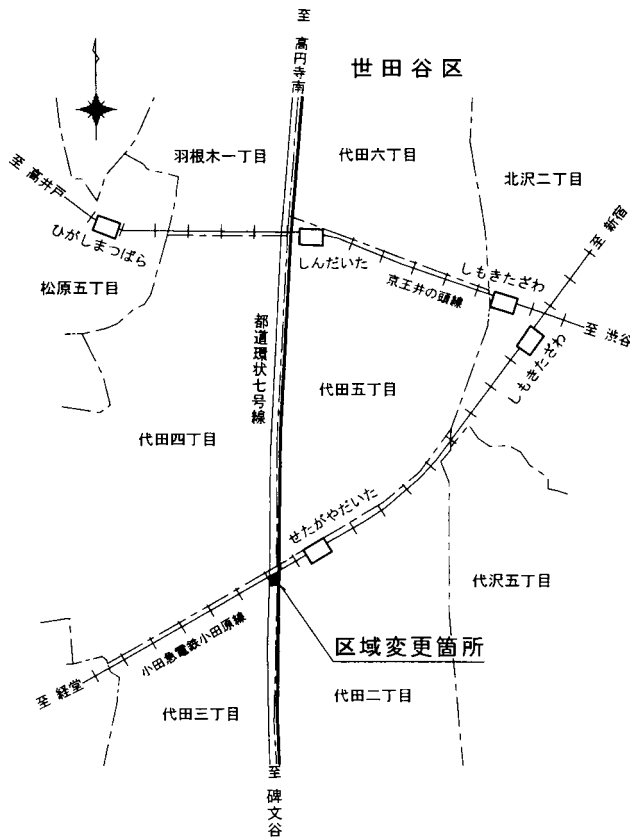
都道環状七号線区域変更略図

世田谷区代田二丁目と代田三丁目

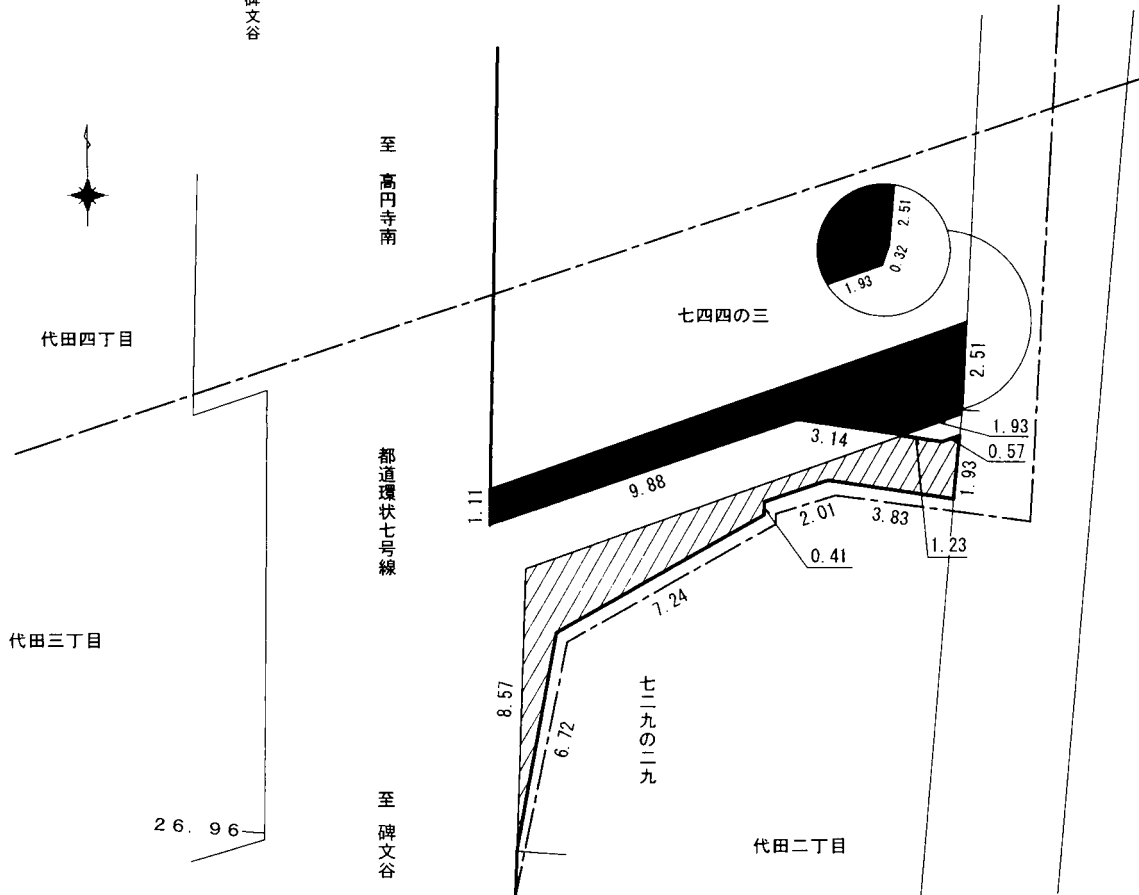
その関係図面は、平成三十一年三月一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
平成三十一年三月一日

一 路線名 東京都知事 小池 百合子  
環状七号  
世田谷区代田二丁目七百二十九番二十九

二 変更の区間  
三 変更の概要  
地先から同区代田三丁目七百四十四番三  
地先まで  
別図表示のとおり



延長	一二・八三メートル
面積	二一・八九平方メートル
延長	六・四五メートル
面積	二二・四〇平方メートル

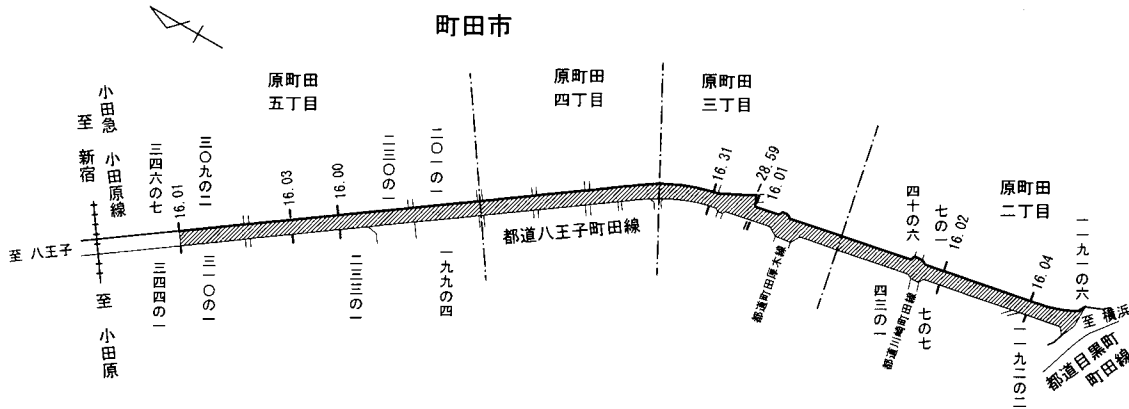
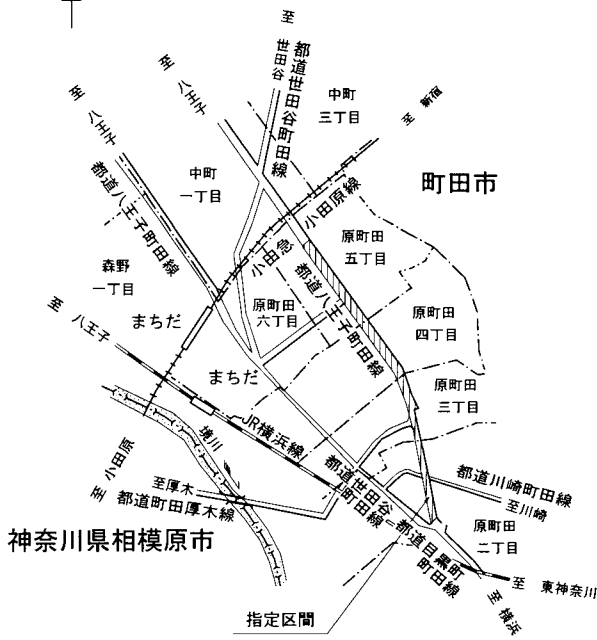


●東京都告示第二百四十号  
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
 都道八王子町田線  
 町田市原町田五丁目～原町田二丁目

指定区間  
 延長 一〇三一・七八メートル  
 (電線共同溝予定名称 八王子町田・九号)



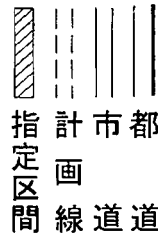
備すべき道路を次のように指定する。  
 平成三十一年三月一日  
 東京都知事 小池百合子  
 一 路線名 都道八王子町田線

二 指定する区間 町田市原町田五丁目三百十番一地先から同市原町田二丁目千九十一番六地先まで  
 三 指定の概要 別図表示のとおり

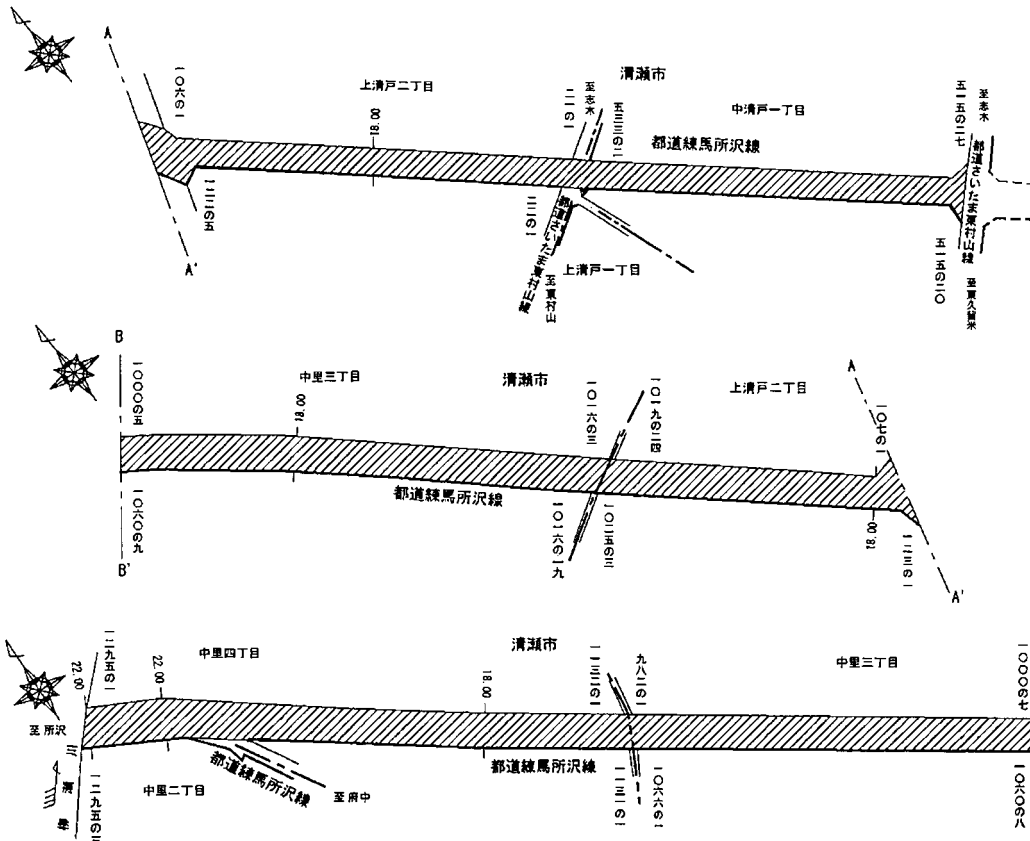
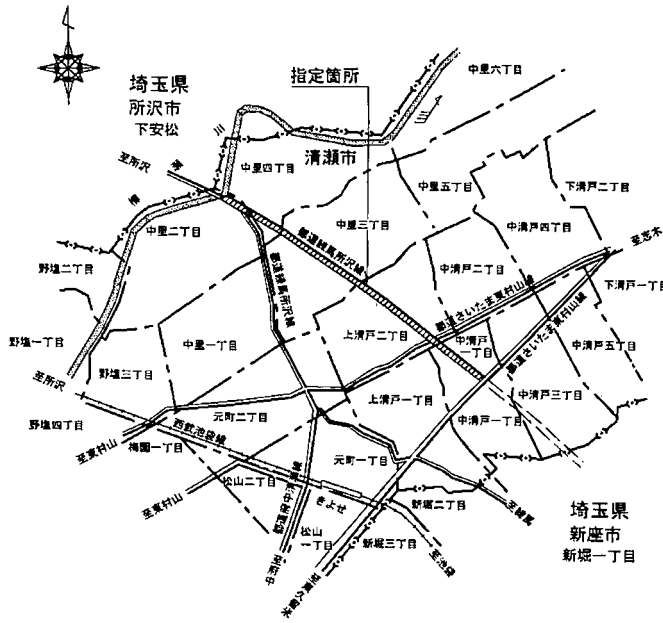
●東京都告示第百四十一号  
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

### 別図

## 電線共同溝を整備すべき道路の指定略図 都道練馬所沢線 清瀬市中清戸一丁目～中里二丁目



延長 一、五九〇・三〇メートル  
 (電線共同溝予定名称 練馬所沢・七号)



備すべき道路を次のように指定する。  
 平成三十一年三月一日  
 東京都知事 小池百合子  
 一 路線名 都道練馬所沢線

二 指定する区間 清瀬市中清戸一丁目五百十五番二十七地先から同市中里二丁目千二百九十五番三地先まで  
 三 指定の概要 別図表示のとおり

公 告

土地区画整理事業の換地処分について

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業施行者東大和市代表者東大和市長尾崎保夫から換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十一年三月一日

東京都知事 小 池 百合子

土地区画整理事業の換地処分について

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により稲城上平尾土地区画整理組合理事長馬場丈助から換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十一年三月一日

東京都知事 小 池 百合子

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001